

ミニトートバッグ・ミニ財布事件 —共通点の評価を限定し、実質的同一性を否定した事例 (不競法2条1項3号)—

裁判例 大阪地判令和7年11月13日（令和6年(ワ)第10842号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）（以下「本判決」という。）

知的財産法研究会
弁護士法人かける法律事務所
弁護士 細井 大輔

第1 本判決を検討する意義

本件は、ミニトートバッグ及びミニ財布の販売行為について、不正競争防止法（以下「不競法」という。）2条1項3号に基づく形態模倣該当性が争われた事案である。

裁判所は、原告商品と被告商品の間に一定の共通点が認められることを前提としつつも、これらの共通部分が同種商品に一般的に見られる形態にとどまるとしてその評価を限定し、相違点が必要者の印象に与える影響を踏まえて、実質的同一性を否定した。

本判決は、このように、形態模倣行為における実質的同一性の判断において、共通点と相違点の評価の在り方を具体的に示した点に意義がある。すなわち、原告商品と被告商品の間に一定の共通性が認められる場合であっても、その共通部分が同種商品に一般的に見られる形態にすぎないときは、これを実質的同一性の判断において重視しないとした上で、相違点の内容及び程度を踏まえ、実質的同一性を否定している。

このような判断は、形態模倣行為の規制がデッドコピーの防止にあることを踏まえつつ、ありふれた形態にまで広く保護を及ぼさないという限界を具体的に示すものといえる。

また、本件はバッグや財布といった日用品的要素の強いファッション分野に関する事案であり、同種事案における実務上の判断枠組みを検討する上でも参考となる裁判例であるとともに、共通点及び相違点の評価の在り方が結論に直結し得ることを示す点で、実務上の示唆にも富むものといえる。

そこで、本判決の検討を通じて、実質的同一性判断の枠組み及びその適用の在り方について整理することとする。